

横浜市駐車場条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

横浜市駐車場条例施行規則の改正について検討を行っています。つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見公募を行います。

1 意見公募期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月7日（月）まで

（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

2 意見提出方法

「意見提出用紙」に記入し、以下のいずれかの方法により、横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 宛 にご提出ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-parking@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 あて

※ メール件名に「横浜市駐車場条例施行規則の一部改正に関する意見公募」と表記ください。

(2) 郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 あて

(3) FAXの場合

FAX番号：045-663-3415

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 あて

(4) 窓口持参の場合

持参先：市庁舎6階 都市整備局 都市交通課 駐車場担当の窓口

※開庁時間：8時45分～17時15分（12時～13時及び土日祝を除く）

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本原案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市都市整備局都市交通課 駐車場担当 あて

電話番号：045-671-3853

※ 電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。